

平成 25 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 S E E D  
(登記上 株式会社 シード)  
代表者名 代表取締役 岡橋 成泰  
( J A S D A Q ・ コード 1 7 3 9 )  
問合せ先 管理部グループ長 七海 不二男  
(TEL. 0 7 5 - 5 9 5 - 1 3 1 1)

### 基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 26 日開催の取締役会において、次回の定時株主総会（平成 25 年 6 月予定）に係る基準日（平成 25 年 3 月 31 日）後に、第三者割当により新株式を取得した者に対し、株式会社三栄建築設計（以下「三栄建築設計」といいます。）による当社に対する公開買付けの成立及び平成 25 年 5 月 1 日の全額払込を条件として、当該定時株主総会に係る議決権を付与することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 付与する議決権の内容

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 発生事由        | 第三者割当による新株式の発行                            |
| (2) 付与対象株式      | 普通株式 1,300 株                              |
| (3) 付与対象議決権     | 1,300 個                                   |
| (4) 議決権総数に対する割合 | 11.42%(平成 25 年 3 月 26 日現在の議決権総数 11,380 個) |
| (5) 付与対象株主      | 株式会社三栄建築設計                                |

#### 2. 議決権を付与する理由

当社は、平成 25 年 3 月 26 日付公表の「株式会社三栄建築設計による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び同社との資本業務提携契約締結のお知らせ」及び「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、三栄建築設計との間で資本業務提携契約を締結いたしました。

当該資本業務提携契約に基づき、三栄建築設計が公開買付けを通じて当社の普通株式を取得するとともに上記の第三者割当を引き受けることにより、当社は三栄建築設計の連結子会社となり、両者の企業価値の最大化を図ることを目的としております。

そのため、資本業務提携を着実に推進し、早期に連携を深めるために、今回の第三者割当によって当社普通株式の割当交付を受けた株主に対して、第三者割当後最初の定時株主総会における議決権を付与することが、今回の第三者割当の趣旨に合致すると判断しましたので、三栄建築設計との間の資本業務提携契約における合意に基づき、また会社法第 124 条第 4 項に鑑み、基準日後の株主に議決権の付与を認めることを決議いたしました。

以 上